

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

目次

高知県教育委員会告示 ページ

◎告示（口頭による開示の求めに基づき提供することができる保有個人情報についての定め及び告示の廃止）の一部改正 (教育委員会事務局教育政策課) 1

高知県教育長訓令

◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令 1

-----

**教育委員会告示**

-----

**高知県教育委員会告示第4号**

令和5年4月高知県教育委員会告示第4号（口頭による開示の求めに基づき提供することができる保有個人情報についての定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日 高知県教育長 今城 純子

表中

公立学校教員採用候補者選考審査	第1次審査の項目別得点	第1次審査の結果通知の日の翌日（第1次審査の合格者にあつては、第1次審査の結果を通知する文書において別途指定する日（以下「指定日」という。））から1月間	高知県教育委員会事務局教職員・福利課
	第2次審査の項目別得点	指定日から1月間	高知県教育委員会事務局教

を「

	点		職員・福利課
公立学校教員採用候補者選考審査	第1次審査の項目別得点	第1次審査の結果通知の日の翌日（第1次審査の合格者にあつては、第1次審査の結果を通知する文書において別途指定する日）から1月間	高知県教育委員会事務局教職員・福利課
	第2次審査の項目別得点	第2次審査の結果通知の日の翌日（第2次審査の合格者にあつては、第2次審査の結果を通知する文書において別途指定する日）から1月間	高知県教育委員会事務局教職員・福利課
	第1次審査及び第2次審査の区分がない選考審査に係る項目別得点	審査結果通知の日の翌日から1月間	高知県教育委員会事務局教職員・福利課

に、「

県立学校実習助手選考審査	項目別得点	審査結果通知の日の翌日から1月間	高知県教育委員会事務局教職員・福利課
--------------	-------	------------------	--------------------

を「

県立学校実習助手選考	項目別得点	審査結果通知の日の翌日か	高知県教育委員会事務局教
------------	-------	--------------	--------------

審査		ら1月間	職員・福利課
土佐海援丸職員採用候補者選考審査	項目別得点	審査結果通知の日の翌日から1月間	高知県教育委員会事務局教職員・福利課

に改める。

-----

**教育長訓令**

-----

**高知県教育長訓令第1号**

教育委員会事務局  
各教育機関

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日 高知県教育長 今城 純子

**教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令**

教育長の権限に属する事務決裁規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「私立学校法第31条第1項、第50条第2項、第52条第2項、第61条第1項及び第62条第1項」を「同法第24条第1項、第109条第3項、第126条第3項、第133条第1項、第134条第1項及び第135条第1項」に改め、同条第19号中「第58条第7項」を「第58条第9項」に改める。

第10条に次の1号を加える。

(11) 高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例（令和6年高知県条例第45号。次条第9号において「学校給食条例」という。）第5条の規定に基づく学校給食費等（県立の特別支援学校に係るものを除く。）の減免に関すること。

第11条に次の1号を加える。

(9) 学校給食条例第5条の規定に基づく学校給食費等（県立の特別支援学校に係るものに限る。）の減免に関すること。

**附 則**

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。